

報 告 書

一般社団法人 J E L F 御中

JELF 審査委員会は「公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会」について調査し、当該団体が高い公共性を持ち、「寄附、遺贈対象団体」の適格を持つと判断したので報告する。

2019年5月10日

JELF 適格審査委員会委員長

弁護士 籠 橋 隆



【委員会の構成】

弁護士 籠橋隆明

弁護士 池田直樹

弁護士 島昭宏

弁護士 寺田伸子

弁護士 吉田理人

弁護士 小島寛司

弁護士 渡部貴志

【公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会 調査担当弁護士】

弁護士 尾谷恒治

第1 調査の目的と審査の基準

1 調査の目的

環境保護団体は日本や世界の環境を保全し、未来世代に良好な環境を残していく上で重要な役割を担っている。環境保護団体は市民に支えられ経営が維持されているが、日本では寄付文化が必ずしも根付いているとは言えない。また、一般市民のみなさんも寄付という社会貢献があることに気付かないままでいることも少なくない。そこで、JELF では寄付に値する環境保護団体を推薦することで寄付を促進するプロジェクト「みどりの遺言」を実施している。弁護士という専門化の立場から環境保護団体を審査し、安心して遺贈や寄付ができる団体であるか否かを判断するものである。なお、今回の審査は第一次的なものであり、今後、継続して審査を実施し、必要に応じて報告内容を充実させていく予定である。

2 審査の基準

審査の基準は次の通りである。大きくはガバナンスにかかる評価と事業の社会的意義に対する評価とに分けて検討された。

組織が作った定款通り運営されているかは当然の前提となる。また、情報が組織の内外に適切に公開されているかについても重要な審査基準である。

環境保護団体の場合、組織のあり方は当該団体がどのような分野でどのように保護活動を続けていくかが検討され、それにあった組織が形成されている。従って、一般的には社団、財団と分かれるものの具体的あり方は多様であると言つてよい。しかしながら、団体として社会に対して責任を持ち、持続的に社会貢献を果たしていくためには組織としての統治機構や財務体制が整備され、構成員の変動にかかわらず団体として活動が維持される必要がある。

たとえば、環境保護団体では個人の活動への依存が過度に進み、個人の健康や財産に団体の存続が依存するということがしばしば見受けられる。このような団体である場合には団体としての持続性に問題があるため改善を要することになる。全国的な組織の場合、本部と地域単位との関係が良好である必要がある上、この場合、ガバナンスと言っても会社などのように統制がとれた上下関係があるとは限らない。むしろ、本部は地域組織に奉仕する関係にある場合があり、そのような組織固有の課題から判断して健全で持続的な関係が築けているかがガバナンスの重要課題となる。また、全国組織ともなると組織維持に費用がかかるため安定した財源を得る仕組みが必要となる。

事業の社会的意義に対する評価については必ずしも客観的基準がある訳ではない。環境保護団体の場合、目指すべき理念に向かって最適な活動が行われるのであるが、会員数の数は組織の持っている社会的支持を表示するものとして重要となる。また、マスメディアに対する露出度についても社会的影響力を持つ点で重要である。しかし、一方で必ずしも多数に支持されなくとも学術的には重要な価値を持つ場合や社会としては放置されてはならない領域で成果を着実に上げている例もある。後者の場合は評価が難しいところであるが、JELFでは環境問題に取り組む法律家の視点から地球環境に資するか、持続社会形成に資するか、あるいは「個人の尊厳」すなわち「人の幸福」に資するものであるかといった視点からも評価した。

今回のプロジェクトは未来世代のために資産を活用してもらおうというものであるため、当該社会的成果がこれまで持続的に生み出され、将来にわたっても持続的に生み出されて行くであろうということが審査された。特定の成果が一時的に社会的に注目されたというのみでは問うプロジェクトの視点からすれば不十分である。社会的な注目はなくとも長期にわたって実施され、かつ、支持する人々の変動にもかかわらず事業として持続し、成果を安定して上げ続けていることが必要である。

この場合の成果とは当該団体の目標に照らして必要とされる成果である。一定水準を持つ機関誌が定期的に発行されているか、会員、関係者が現場において持続的な活動をしているか、研究者との連携が図られているか、セミナーなど社会教育の実践が持続的に行われているか、会員及び関係者などから感謝の手紙があるかなどといった諸要素を総合的に考慮されて判断していく。当該団体が自己の組織の成果をはかる基準を持ち、かつその基準が検証されているか、基準と成果との関係について不斷に検討されているかといった組織のあり方も、成果があるか、今後も生み出すかを検討する重要課題であることは言うまでもない。

[ガバナンス・コンプライアンス評価の仕組み]

- (1) ガバナンス・コンプライアンスチェックリストによるチェック
- (2) 監事および会計に関する聞き取り（ただし財務調査までは行わない）
- (3) 課題があれば指摘したうえで、総合評価

[社会的意義と事業の持続可能性の評価の観点]

- (1) 団体の目的に沿った公益的なミッションが具体化されているか？
- (2) 具体的な事業計画があるか（年次および中長期）
- (3) 事業計画の実行を裏付ける予算、人的体制および自律性があるか？
- (4) 事業の評価やフィードバックの仕組みがあるか？
- (5) 情報の公開・発信と市民からの支持・参加の広がりがあるか？
- (6) これまでの実績と今後も実績を残していくか？

第2 審査の過程及び組織の概要など

1 調査実施の状況

以上の視点から調査担当弁護士は、2019年2月15日、公益社団法人日本ナショナルトラスト協会（以下「本団体」という。）を訪問し（東京都豊島区西池袋2-30-20音羽ビル）、総務部長・中安直子氏から下記資料の提示を受けながら、聞き取り調査を行った。

記

- ①日本ナショナル・トラスト協会について
- ②定款
- ③会員規程
- ④資産運用規程
- ⑤事務処理規程
- ⑥寄附金等取扱規程
- ⑦ナショナル・トラスト基金取扱規程
- ⑧会計処理規程
- ⑨常任理事会規程
- ⑩役員等の報酬等に関する規程
- ⑪情報セキュリティ基本方針
- ⑫プライバシーポリシー
- ⑬トラスト地一覧
- ⑭平成30年度通常総会
- ⑮通常総会議事録
- ⑯通常理事会議事録
- ⑰常任理事会議事録
- ⑱その他

2 沿革

日本のトラスト活動は、1960 年代に鎌倉で始まり、各地に広がっていった。しかし、日本のトラスト活動は全国組織を持たないため、各地のトラスト団体がそれぞれ独自の活動を展開し、発展していった。その後、勢いを増す開発に対応するネットワークや中央組織が強く望まれるようになり、その結果、日本全体でトラスト活動を推進するため、1983 年にナショナル・トラストを進める全国の会が結成された。これが 1992 年に法人化されて、社団法人日本ナショナル・トラスト協会となった。2012 年 7 月には公益社団法人へと移行し、現在に至っている。

3 組織の状況

(1) 組織の目的

定款第 3 条において、「協会は、地球環境、特に自然環境の保護・保全並びに国土の保全のため、必要な調査・研究をおこない良好な自然環境及びこれと一体となつた歴史的環境を保全及び活用に関する事業（以下「ナショナル・トラスト活動」という）を推進し、もって持続可能な社会の発展に寄与することを目的とする。」としている。

(2) 機関

ア 理事会及び監事設置法人である（定款第 34 条、同 13 条）。

イ 本調査時点で、社員が団体正会員 24 団体・個人正会員 1 名いる他、議決権を持たない団体会員 9 団体、団体賛助会員 14 団体がいる。

理事は 7 名（うち会長・副会長・専務理事・常務理事が各 1 名）、監事は 2 名である。また、最高顧問（定款第 44 条） 1 名が置かれている。

以上その他、本団体の事務所を処理するため事務局が置かれている（定款第 53 条）。

(3) 資産

主として入会金、会費及び賛助会費、並びに寄附金品からなる。

特に所有するトラスト地（2017. 11 時点で計 51 か所）の多くは、寄附による。

第 3 法務・ガバナンス関係についての審査の結果

1 機関運営

(1) 社員総会

社員総会は、通常総会及び臨時総会からなる（定款第 23 条）。

通常総会は、毎年 1 回、その事業年度の終了後 3 カ月以内に開催するものとされている（定款第 26 条）。事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるとされているため（同 45 条）、毎年 6 月 30 日までに開催されなければならないが、例えば、平成 30 年度通常総会については同年 6 月 16 日に開催されるなど、定款の定めに反する事実は認められなかった。

その他、社員総会の運営等に関し（定款第 23 条ないし第 33 条）、法令、定款及び

各種規程に反する事実は認められなかった。

(2) 理事

理事は、3名以上7人以内とされており（定款第13条）、上限の7名が選任されている状況にある。

本団体は公益認定を受けていることから、いわゆる親族規制・同一団体規制が定められているが（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条10号・同11号、定款第14条）、各理事が同規制に反する事実は認められなかった。

理事は無報酬とされており（定款第20条）、報酬の他の対価が支出された事実は認められなかった。

また、理事が競業取引や利益相反取引（定款第21条）をした事実は認められなかった。

その他、理事の選解任、職務内容等に関し（定款第13条ないし第15条、第17条ないし第22条）、法令、定款及び各種規程に反する事実は認められなかった。

(3) 理事会

ア 理事会は、通常理事会と臨時理事会からなる（定款第35条）。

2017年度は5月・3月、2018年度は6月・3月に開催されている。年2回開催されており、第1回が決算理事会、第2回が予算理事会である。

イ 上記理事会の他、本団体の事業を推進するために常任理事会が設置、開催されている。常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成される（定款第42条）。

常任理事会では、トラスト地の取得及び理事会の決議により委任されたその他の事項を審議しており、2017年度は5月・9月・2月、2018年度は5月・11月・2月の年3回開催されている。

ウ その他、理事会の運営等に関し（定款第34条ないし第42条）、法令、定款及び各種規程に反する事実は認められなかった。

(3) 監事

監事は、2人とされており（定款第13条）、2名が選任されている状況にある。

監事は、役員等に該当することから理事と同様の親族規制・同一団体規制が定められているが（認定法第5条10号・同11号、定款第14条）、各理事が同規制に反する事実は認められなかった。

その他、監事の選解任、職務内容等に関し（定款第13条、第14条、第16条ないし第22条）、法令、定款及び各種規程に反する事実は認められなかった。

(4) 事務局

事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定めた事務処理規程によっている。

事務局には、事務局長と事務局員が置かれる（同第3条）。

事務局長は、会長が任免することとされており（同第4条）、関健志氏が就任している。同氏は、団体正会員である公益財団法人日本生態系協会の事務局長を兼務している。

事務局員は、総務部長 1 名及びスタッフ 5 名が在籍している。事務局は、総務部（総務課・経理課）及び事業部の 2 つがあるものの、事業部長は置かれていない。その他、事務局に関し、法令、定款及び各種規程に反する事実は認められなかつた。

2 届出関係

本団体の公益認定をした行政庁（内閣総理大臣）を所管する内閣府に対して、事業計画・予算（6 月）、事業報告・決算（3 月）等の報告をしている。

また、ナショナル・トラスト活動に係る税制上の優遇措置を受けるため、環境大臣により自然環境保全法人に認定されており、環境省に年次報告（5 月）をしている。

3 情報管理

本団体は、情報セキュリティ基本方針及びプライバシーポリシーを策定し、後者についてはホームページで公表している。

4 情報開示

本団体は、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報として、定款、会員名簿、事業報告・決算、事業計画・予算などをウェブサイトに掲載し、公表している（定款第 59 条）。

その他、Facebook、ニュースレター（年 3 回）などを通じて情報を発信している。

第 4 資産及び会計についての審査結果

1 資産

資産の管理等については、資産運用規程（定款第 47 条、事務処理規程 13 条）、寄附金等取扱規程、ナショナル・トラスト基金取扱規程がある。

ナショナル・トラスト基金取扱規程は、特定のトラスト地取得を目的として寄附金を受領することがあることから、その他の資金とは分けるために基金を設立する目的で策定されたものである。

2 会計

会計については、会計処理規程がある。

同規程に基づいて、会計処理がされ、毎月税理士の確認を受けている。

第 5 労務関係についての審査結果

事務局の構成員との間では雇用契約が締結されている。

労働基準法、労働契約法その他の法令に反する事実は確認されなかった。

第6 活動実績と事業の持続性

1 活動実績

- (1) 本団体の活動は、①普及啓発事業及び②トラスト事業（トラスト地の取得）の2つが柱となっている。

普及啓発活動（上記①）は、毎年、200名規模の全国大会を開催している。

トラスト事業（上記②）は、主として贈与を受ける形で行っている。トラスト地の贈与を受ける場合は、必ず事務局が現地を確認しており、例えば、道路沿いの土地（樹木が道路にかぶると維持管理が必要になる）や不法投棄されやすい土地など維持管理に費用を要するものの贈与は受けないようにしている。

トラスト地を本団体が購入することもあるが、2007年1件、2012年1件、2015年2件の合計4件にとどまっており、近時はトラスト地を購入していない。

- (2) 以上その他、「美しい自然を、将来世代に引き継ぐために遺産のご寄付をお考えの方へ」という冊子を作成し、遺贈を受けるプログラムを提供している。

2 現在の活動状況

上記1の活動を継続している。

3 評価と将来に向けての持続性

本団体は、コンプライアンスを遵守し、一定の人的・財務的基盤を持ち、トラスト地を所有・管理する実績を有することから事業の持続性が認められる。

もっとも、主たる事業の1つであるトラスト地取得のためには、より多く、安定的な財源が求められることから、寄附・遺贈対象適格団体として、経済的な支援を受けることが望まれる。

以上